

決算・確定申告個別相談会に関するお願い

市川町商工会では、個人事業主の方を対象に、決算・確定申告個別相談会を開催します。混雑の回避とスムーズな対応のため、下記のとおりご協力をいただきますようお願いいたします。

- ✓ 相談は予約制、1枠1時間とさせていただきます。
対象の方には別途ご案内を郵送しておりますので、日程をご確認ください。
- ✓ 日程の変更については必ず事前にご相談ください。
事前に連絡がなく来会された場合、状況により対応できない場合がありますのでご了承ください。
- ✓ 事業所得・不動産所得のある方のみ受け付けます。
ご家族の方の確定申告については、お住まいの市町の窓口または姫路税務署にご相談ください。
- ✓ 譲渡所得、配当所得、相続税（贈与税）などは税理士や税務署へご相談ください。
- ✓ 医療費控除を受けられる方は、個人別・病院・薬局別に集計をしてください。
- ✓ マイナンバーカードで申告書を送信される方は、各自で設定した数字4桁および英数6～16桁の暗証番号が必要です。 ご不明な場合はお住まいの市町の窓口で再設定の手続きをお願いいたします。
- ✓ 昨年マイナンバーカードで申告書を送信された方には、税務署からのお知らせハガキは届きません。
国税庁のメッセージボックスから確認いたしますので、マイナンバーカード等を忘れずにお持ちください。
- ✓ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合、データ送信ができません。
お住まいの市町の窓口で更新手続きをお願いいたします。
- ✓ 各種控除証明書や必要書類等について、不備のないよう事前に確認の上相談日にご持参ください。
- ✓ 消費税の申告書を作成する際には、「区分経理をした帳簿」が必要になります。 税区分の集計ができない場合は消費税申告に係る計算ができませんので、商工会で確定申告指導を受けられる際には、あらかじめ集計表をご用意ください。

姫路税務署 から 確定申告 に関するお知らせ

≪申告書等の控えへの收受日付印の押捺が廃止されています≫

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等を書面で提出する際には、申告書等の提出用のみを提出していただきますようお願いいたします。

≪確定申告会場で相談を検討されている方へ≫

場 所 姫路労働会館（姫路市北条1丁目98番地） ※姫路税務署内には開設しておりません

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月) 土・日・祝日を除く ※3月1日(日)は相談・受付を行います

受付時間 9時～16時 ※入場整理券の配布状況により早めに相談受付を終了する場合があります

- ・確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。
- ・入場整理券は各会場で当日配布しますが、相談枠に限りがあり国税庁 LINE 公式アカウントから事前予約をお願いいたします。
- ・入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ・会場では、原則ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます。
- ・姫路労働会館には、来場される方のための駐車場はありません。
来場の際は、公共交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

≪ご自宅から申告できる e-Tax をご利用ください≫

税務署では、申告や納税などの手続きを、税務署や金融機関に出向くことなくインターネットを通じて行うことができる「e-Tax」のサービスを提供しています。「e-Tax」では、所得税や消費税の申告、すべての国税の納税、各種届出書の提出などを自宅や事業所のパソコン・スマートフォンで行うことができます。

ぜひご利用ください。

お問合せ先：姫路税務署 TEL 079-282-1135（自動音声で案内）

<各種相談のご予約>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



第 19 回小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ・インボイス導入等の制度変更に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額

類型	通常 枠		創 業 枠	
	インボイス特例	賃上げ特例		インボイス特例
補助率	2/3	2/3 ※赤字事業者は 3/4	2/3	2/3
補助上限	50 万円	+50 万円	+150 万円	200 万円 +50 万円

■特例枠

(通常枠) インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は 150 万円の上乗せ、両特例対象事業者は 200 万円の上乗せ

※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4

(創業枠) インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ

■特例枠申請要件

賃金引上げ特例：賃金を地域別最低賃金より+50 円以上とした事業者

インボイス特例：令和 3 年 9 月 30 日から令和 5 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であったまたは、令和 5 年 10 月 1 日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。

■対 象 経 費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

■申請受付期間：開始 令和 8 年 3 月 6 日(金) 締切 令和 8 年 4 月 30 日(木)17:00

※事業支援計画書（様式 4）発行の受付締切：令和 8 年 4 月 16 日（木）

事業支援計画書（様式 4）について、受付締切以降の発行依頼は、いかなる理由があってもできません。また、補助対象者の要件を満たしていないと判断される場合も発行はできませんのでご了承ください。

■スケジュール：採択後に補助事業実施期間となり、計画書に沿った事業を実施します。（約 1 年間）

事業実施後に実績報告書を提出し、補助金の交付となります。

■申 請 方 法：申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。

電子申請については G ビズ ID プライムのアカウントを取得する必要がありますので、申請を考えられている方は、早めの相談をお願いいたします。

※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。

パンフレットラック広告サービスのご案内

市川町商工会では、会員事業所のみなさまの販路開拓・PR 活動支援の一環として、商工会館玄関ロビーのパンフレットラックを活用した広告サービスを行っています。商工会館へ来館される多様な方々へ、貴社の事業内容や商品・サービスをアピールできるチャンスです！

詳細は商工会事務局までお問い合わせください。

